

○飯塚市市営住宅住替え要綱

平成25年6月19日
飯塚市告示第199号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市市営住宅条例(平成18年飯塚市条例第207号。以下「条例」という。)及び飯塚市市営住宅条例施行規則(平成18年飯塚市規則第200号。以下「規則」という。)に基づき行う市営住宅(以下「住宅」という。)の入居者等の住替えに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入居者等 現に市営住宅に入居している者及び同居者(同居を承認された者及び同居者異動届により処理された者を含む。)をいう。
- (2) 住替え 入居者等が他の住戸への入居許可を受けることをいう。
- (3) 特定目的の住宅 規則第6条に規定する者を優先し、入居させることができる住宅をいう。
- (4) 一般公募 条例第8条の規定により入居の申込み及び決定を行うことをいう。
- (5) 家賃等 市営住宅使用料及び駐車場使用料をいう。
- (6) 特定入居 条例第5条に規定する公募によらない入居をいう。

(公募による住替え)

第3条 2階以上の住宅に住む入居者等が住替えを希望する場合、当該入居者等が次の各号のいずれかに該当するときは、一般公募によって特定目的の住宅への住替えを申請することができる。ただし、現に入居している住宅において円満な共同生活を営み、関係法令等を遵守し、家賃等の滞納がない場合に限る。

- (1) 身体障害者等に対する自動車税及び自動車取得税の減免について(昭和53年10月31日53税第910号総務省通達)の記の2(1)の要件に該当する者
- (2) 60歳以上の者で疾病等の原因により現に入居している住宅において日常生活又は共同生活に著しく支障があると認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入居者等の世帯構成及び心身の状況からみて市長が特に必要と認める場合

(住替え希望者の公募方法)

第4条 前条の規定による住替えを希望する者の公募は、条例第4条に定める方法により行うものとする。

(特定入居による住替え)

第5条 市長は、特定入居に該当する場合で住替えを行うときは、緊急性、住替え先となる住宅への応募状況等を勘案して公募の入居に支障がない範囲で、特定入居による住替えを行うものとする。ただし、条例第6条の入居資格を満たすほか、現に入居している住宅において円満な共同生活を営み、関係法令等を遵守し、家賃等の滞納がない場合に限る。

(特定入居の住宅)

第6条 前条の規定に基づき、特定入居による住替えを行う場合の住宅は、市長が別に定める。

(入退去の手續)

第7条 住替えに伴う住替え前の住宅の退去手續は条例第42条の規定により行うものとし、住替え先の住宅への入居の手續は条例第11条の規定により行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、住替えに伴い必要となる手續があるときは、一般公募の入退去の手續の例による。

(修繕費用の負担)

第8条 第3条及び第5条の規定により住み替える場合、住替え前の住宅の修繕については、条例第42条第2項の規定によるもののほか、住宅内部の畳及び襖の表替え等市長が指定する箇所の修繕については、原則として入居者等の負担において行うものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。